医療対策特別委員会会議録

平成23年1月28日

場 所 第3委員会室

午前10時4分開会

会議に付した案件

○協議事項

- 1. 地域医療体制の充実・強化を求める意見 書(案) について
- 2. パブリックコメントに対する委員会の考 え方について
- 3. 条例案及び条例の題名について
- 4. 委員会報告書骨子(案) について
- 5. 次回委員会について
- 6. その他

出席委員(13人)

委 員 長 松田勝則 副 委 員 長 松村悟郎 委 員 米 良 政 美 萩 原 耕 三 委 員 委 員 中野 一則 委 員 横田 照 夫 幸平 委 十 屋 員 委 員 権藤 梅 義 委 員 水間 篤 典 謙二 委 員 鳥 飼 委 員 太田清 海 委 長 友 安 弘 員 委 図 師 博 規 員

欠席委員(なし)委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹 髙 村 好 幸 政策調査課副主幹 福 島 久 大

○松田委員長 皆さん、おはようございます。 新燃岳の噴火、それから都農町での3件目の鳥 フルの発生ということで、委員の皆さん、それ ぞれ御努力いただいているかと思います。きょ うは、医療対策特別委員会を開会いたしますが、 膨大な量の資料がございますけれども、それぞ れ進行したいと思います。御協力お願いいたし ます。

まずは、本日の日程についてです。

お手元に配布の日程(案)をごらんいただき たいと思います。

本日は、委員協議のみとなっております。これまでの委員会調査を踏まえて、医療対策特別 委員会発議の意見書、また協議を重ねてまいりました条例案、委員会報告書骨子(案)などについて御協議いただきたいと思います。

本日は、このように取り進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松田委員長 それでは、そのように決定いた します。

まず、意見書についてであります。

協議事項(1)地域医療体制の充実・強化を 求める意見書(案)についてです。

資料1をごらんいただけますでしょうか。

まず、右側の欄からごらんいただきたいと思います。一番上に解説と括弧書きがありますが、 解説のところをごらんください。

医療対策特別委員会では、医療体制(医師確保・救急医療等)について、平成22年5月11日の第1回委員会以降、委員会調査、県南地区調査、県北地区調査、県外調査を実施してまいりました。

12月3日の第6回委員会において、「都市部の

研修医師の更なる削減」ですとか「総合医の養成に必要な総合的なシステムの構築」などを求める意見書について検討することを了承いただきました。

医療対策特別委員会のこれまでの調査活動を 踏まえ、国において対応すべき事柄があると考 えられることから、意見書(案)を取りまとめ ました。

今度は左側、地域医療体制の充実・強化を求める意見書(案)をごらんいただきたいと思います。

本文を読み上げさせていただきます。

平成16年度から始まった新臨床研修制度は、研修医が研修先を自由に選択することができるため、大都市に研修希望者が集中し、地域医療を支える地方の大学病院や公立病院などでは研修医が減少する結果を招いている。

また、小児科医や産科医等の特定の診療科については、リスクの高さ等から携わる医師が少なくなっており診療科による医師の偏在も起きている。

さらに、へき地医療を抱える本県では、都市部への医師の偏在もあり、頻度の高い多疾患や外科疾患に対応できるいわゆる総合医が強く求められている。

このような中、本県においては、大学医局からの派遣医師の引き揚げなどにより医師不足が 深刻化しており、特に、救急医療や僻地医療、 小児科医療等の確保に重大な影響が生じている。

本県としても、救急医療提供体制の充実や医師確保に全力で取り組んでいるところであるが、 医師の地域的な偏在や診療科による偏在等といった問題の根本的な解決には、国が抜本的な対策を講じるべきである。

よって、国においては、地域医療体制の充実

・強化に向けた対策を図るよう、下記の事項に ついて特段の措置を講ずるよう強く要望する。

このような本文の内容についての根拠を右側 の枠の中に記載しております。

次に、具体的な内容についてです。

- 1、医師の地域的な偏在の是正に向けた適切な配置や医師不足が顕著な特定診療科における 医師確保に係る制度の構築など、地域医療体制 を崩壊させないための抜本的な対策を早急に講 じること。
- 2、新臨床研修制度については、都市部の研修医師の更なる削減を行う等、医師が不足する地域の医師確保につながるよう必要な見直しを行うとともに、臨床研修病院の指定のあり方についても慎重に検討すること。
- 3、救急医療提供体制の充実及び都道府県が 行う医師確保対策に対する財政措置を強化する こと。特に、地域医療再生計画終了後の平成26 年度以降について、地域医療提供体制の充実に 係る財源を確保すること。
- 4、へき地医療等においてプライマリ・ケアを実践できる医師が求められていることから、いわゆる「総合医」の育成を図ること。 としております。

これらの内容についての考え方を右側の枠の中に記載しております。

説明は以上です。

意見書(案)について、御意見などはいかが でしょうか。

○中野委員 この医師の地域的な偏在や診療科による偏在は、国が抜本的な対策を講じることですが、これは意見書だから国に出すものですよね。宮崎県には何も努力をとか、そういうのは求める必要はないわけですか、こういう意見書だから。宮崎県の取り組みですよ。

○松田委員長 県側に対する取り組みということですか。

〇中野委員 これは国に求める意見書だから、 国にしてということでいいと思うけど。

○松田委員長 県に対するまた要望ということですね。

〇水間委員 そこを支援して連帯しようという ことでしょう。とにかく都市に集中しているか ら。

○中野委員 県内は、この宮崎の周辺は大丈夫なんですよ。大丈夫な上に私が言いたいのは、県立病院まで持っている、そうでないところがあるのにかかわらず、それと宮崎県は県に専門の担当課がある、そして病院局もあるんですよね。それとこれは別にしてもらわないといかんわけですけど、そんなにやってこの中央部は万全な体制なんですよね。それがどうのこうのというのは、何かしら不満でたまらん。ところが、離れたところは本当に医療の、昔からへき地医療が云々とかありますがね。

〇水間委員 市町村がいわゆる県民からすれば、 地域の偏在が県内にある。そして、ここは県が 出すわけだから、国に出して。

○米良委員 これを了とすれば、これでいいということにして。県にどういう物の言い方をするかは、時間とって議論しようと。

○中野委員 せっかく1年間協議したものの、 まとめかどこかの中に、それをやっていただき たい。

〇松田委員長 わかりました。

○長友委員 今日は、特別委員会の報告書骨子 案についても協議するわけでしょう。そこに県 に対する偏在の要望なんかは全部入れられるわ けでしょう。そこをしっかり入れていけば。

○松田委員長 ありがとうございます。では、

国に対する意見書につきましては、この内容で よろしいですか。

○太田委員 記の2番目のところで、最後の行に、「臨床研修病院の指定のあり方についても慎重に検討すること」というふうに書いてありますが、これで恐らくいいのだろうと思いますが、私がちょっと聞いておったのでは、臨床研修病院の受け入れの体制が十分でないということで、枠がふやせないとかいうことも聞いたものだから、私の理解では、指定のあり方というよりか、その研修病院の受け入れの実力をつけさせるというか、何かそんなところにも問題があったやに聞いておったものですから、一応、これが悪いということではないですが、その辺の表現では、充実とかいう表現が必要なのかどうかは事務局に確認しておいてもらえないですか。これについては特別どうこうは言いませんけど。

○松田委員長 臨床研修病院の指定のあり方の ところをもう少し精査してということですね。 かしこまりました。確認をいたします。ほか御 意見ございませんか。

○萩原委員 それを今度は県に逆に求めないかんわけです。そういう研修医を養成できるような病院を、県がもうちょっと力づけする必要があるんじゃないかということを。枠をふやすためには、研修医を受け入れられるような病院をたくさんつくらんかと、県は。

○権藤委員 それと、研修テーマとか内容が学生から見てやりたいと、これは有意義だというような魅力あるものというか、そういうようなことも含めたあり方、いわゆるあり方であればいいんですけど。

○萩原委員 だから、何か美郷町の西郷病院の あの先生なんかのそういう人たちの意見を聞く ようなシステムをしないと、机上の話ばかりじゃ 話にならんわけです。実際の第一線で頑張っている研修医の先生たちの話を聞くような、そういうことをもうちょっとやるようにということで。

○松田委員長 では、中野委員がトスを上げて いただきましたが、皆さん方からいただいたこ とを、今度は最後の委員会報告ということで、 十分まとめていきたいと思いますので、またそ のときは御審議をいたします。

それでは、この意見書のほうなんですが、あ と御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇松田委員長 それでは、これらの内容で意見 書を決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松田委員長 異議なしとのことでありますので、そのように決定いたします。

それでは、ただいま御決定いただきました意 見書につきましては、2月定例会中に提出させ ていただきます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇松田委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、協議事項(2)パブリックコメントに 対する委員会の考え方についてです。

パブリックコメントにつきましては、委員会としての考え方をホームページに掲載することになります。来週には掲載することになりますので、本日御協議いただき、決定したいと思います。

資料2をごらんいただきます。

宮崎県歯科口腔保健推進条例(仮称)要綱案パブリックコメント等の結果です。

昨年12月21日から今年の1月14日まで、25日

間、意見募集を行いました。

ここに書いてありますように、パブリックコメントの受け付け数は50通、項目別の意見は69件、そのうち、フッ化物応用等の記載に反対の意見が19件ありました。

また、市町村からは5通、宮崎県歯科医師会から意見をいただいております。

2ページをお開きください。パブリックコメ ントの項目別内訳です。

項目別では、10一①、基本的施策の実施に係るものが半数を超えております。

いただきました意見を幾つか御紹介いたします。

次は、資料3をごらんください。

1ページをごらんください。要綱案全体を通 じての意見です。ちょっと読み上げます。

「今回の宮崎県歯科口腔保健推進条例につい て 超高齢化社会に入り、高齢者が元気なまま 人生を終えることが御本人はもとより、御家族 も、周りの方もそして、社会全体にも幸せなこ とであり、すばらしいことであります。医科の 分野はこれまでもメタボ予防なる言葉や特定健 診の推進等で将来の展望が少しは見えています。 しかし、楽しい会話をする、お口から物を食べ るという人間の尊厳にもかかわる事項が進みま せんでした。各自治体や歯科医師会が見よう見 まねで行っている状況です。今回の宮崎県歯科 口腔保健推進条例が各自治体や歯科医師会を後 押ししていただけるのは有意義なことだと考え ます。また、学童期の口腔は10数年前より格段 によくなりました。しかし、お口の環境がよく なる子はますますよくなり、悪い子は現状です。 口腔内の格差が将来の人生を左右しかねない現 状もあります。宮崎県歯科口腔保健推進条例が 学童期の環境改善の底上げに大変重要と考えま

す」という意見です。

次は、飛びまして11ページをお開きいただけますか。2一①の基本理念に対する意見です。 読み上げます。

「テレビ等でも目にするように、口腔疾患と全身病の関連が広く知られるようになりました。糖尿病、心疾患、がん、脳卒中、本県が取り組む4疾患に関しても、その予防・疾患の早期改善に歯周病ケア、口腔ケアを積極的に取り入れるべきと考えます。老人の誤嚥性肺炎を予防するために口腔ケア・摂食嚥下訓練は有効です。積極的な取り組みのためにも大いにアピールすべきなのではと考えます」という御意見でした。次に、17ページをお開きください。6一①の事業者及び医療保険者の役割に対する意見です。

「事業所の従業員の歯科健診は必要ないと思います。ほかの健康診断に関しては、就労に必要な健康状態を把握するために必要な検査項目であると思うが、歯に関しては重症化して身体的な影響が出ている実態がまだないので、個人の健診に任せていいのではないかと思う」との意見でした。

次に、20ページをお願いします。8の歯科保 健推進計画に対する御意見です。

「歯科保健推進計画、基本的施策、余りに抽象的過ぎると思います。糖尿病との強い関連から歯周病予防についてはもう少し具体的に触れるべきと思います。がん、脳卒中、心疾患等と口腔ケアの関連は近年強く示唆されるデータが出ています。このことにも何か触れるべきではないでしょうか。医療費の節約に貢献できると思います」との御意見でした。

次に、飛びまして37ページをお願いいたします。10-①-(2) 基本的施策の実施、フッ化物応用等の削除意見です。読み上げます。

「虫歯予防にフッ化物を応用することが、歯 科保健では当然のように行われていますが、実 際のところフッ素の人体への悪影響について、 日本を初め、世界的にも多くの科学者や医療関 係者が疑問を持っていることは御存じでしょう か。特に近年では、WHOやアメリカ歯科医師 会等でさえ、フッ化物応用を制限してきている 状況になっています。アメリカは、長年、水道 水にフッ素を添加してきていますが(約7割)、 フッ素の影響で斑状歯等が増加しており、よう やくその対策に取り組んでいます。ほかにも、 中国で行われた調査によると、飲料水フッ素濃 度が高い地域の子供たちのIQ(知能指数)が、 フッ素濃度が低い地域の子供たちより約1割も 低いという疫学調査が報告されています。日本 では、練り歯磨きのほとんどにフッ化物が添加 され、さらに子供へのフッ素塗布、フッ化物含 有スプレー、フッ化物洗口などフッ化物使用が 無制限に広がっており、フッ化物洗口を定期的 に行えば、食品や練り歯磨きからのフッ素摂取 と相まって、アメリカにおける水道水フッ素化 のフッ素摂取量に近くなると推定されます。過 剰なフッ素摂取による有害作用は将来の薬害に なる可能性があると危惧されます。今回、口腔 保健推進条例へフッ化物応用の文言がつけ加え られることは、現在市町村で進められている学 校へのフッ素洗口導入を推進し、ひいては、日 本口腔衛生学会が目標としている水道水フッ素 化へ道を開くものであります。学校で子供たち の健康を預かる立場としては、この状況を大変 心配しているところです。現在県内で17の小中 学校でフッ化物洗口が行われていますが、安全 性の問題、学校教育の厳しい現状を訴えている にもかかわらず、行政主導で導入されています。 これ以上学校や保育所へのフッ化物使用を避け

るためにも、口腔保健推進条例へのフッ化物応 用の文言は削除していただきたいと切にお願い いたします」との意見であります。

続きまして、56ページをお願いいたします。10 一①—(2)基本的施策の実施、フッ化物洗口 の記載意見です。読み上げます。

「景気の悪化により、子供たちの学力の格差だけでなく、健康の格差も大きくなっています。 家庭事情からくる生活リズムの崩壊により、子供の口腔内の状態が二極化している現状を目の当たりにしております。子供の口腔内の健康を守り育てるために、具体的に、保育園、幼稚園、小学校、できれば中学校までの児童生徒にフッ化物洗口による予防対策を盛り込んでいただきたいと思います」との御意見です。

続きまして、資料をかえまして、資料4をご らんください。

市町村からの意見と委員会の考え方(案)で す。

1ページをお開きいただきます。読み上げます。

「具体的に学校や幼稚園、保育所など施設の 役割を明記してほしい」「フッ化物洗口に関して 集団での場の実施について実践しやすいように 明記してほしい」との御意見です。

次に、2ページをお開きください。読み上げます。

「『北海道条例第11条』『長崎県条例第11条』 のように具体的にフッ化物洗口の推進について 明記すべき。だれが(市町村、市町村教育委員 会及び関係者)、どこを対象に(保育園、幼稚園、 小学校及び中学校等)、何を(フッ化物洗口等の 虫歯予防対策)推進するのかを具体的に明記す ることで、各市町村においてフッ化物洗口を推 進できる」との御意見でありました。 次に、資料をかえまして、資料5をごらんい ただきたいと思います。

今度は宮崎県歯科医師会からの御意見です。

1ページをお開きいただきます。案に追加の 御意見をいただいておりますところを青色の文 字にしております。

続きまして、2ページをお開きください。基本理念の追加意見、このようにたくさんいただいております。

次に、3ページをお願いします。歯科保健推 進計画への追加意見です。

4ページ、今度は10一①の基本的施策の実施のところですが、青は追加ですが、赤色の文字が削除意見の箇所になります。

こういう内容で歯科医師会から御意見をちょ うだいしております。

続きまして、資料6をお願いいたします。

福祉保健部からの意見です。

2ページをお開きいただきたいと思います。10 一①— (2) 基本的施策の実施についての修正 意見です。

このように、宮崎県歯科口腔保健推進条例(仮称)要綱案については、たくさんの意見をいただきました。

パブリックコメント、市町村からの意見、宮崎県歯科医師会からの意見については、資料の各ページの下の段に委員会としての考え方(案)をそれぞれ記載しております。

「フッ化物応用等」の削除、「フッ化物洗口」 の規定については、それぞれの立場から意見を いただいております。

それ以外の意見につきましては、既に条例の中に規定している、または、条例の運用の中で検討される内容のように思います。

また、糖尿病とか心疾患などについて基本理

念等に規定してほしいという意見がありましたが、歯と口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることについては、目的の中で規定しております。

最後の資料になります。資料7をごらんいた だけますか。横型の資料です。

今読み上げましたパブリックコメントに対する委員会の考え方(案)を一覧に整理いたしました。このような形でホームページに掲載することになります。

説明をしてまいりましたが、県民を初めさまざまな団体からいただきましたパブリックコメント等に対する委員会としての考え方(案)について、御意見などはいかがでしょうか。

○権藤委員 7をもっと説明してください。

○松田委員長 では、書記のほうから説明させます。資料7について、このような形でホームページに掲載するということですが、髙村書記、よろしくお願いします。

○高村書記 それでは、御説明のほうをさせていただきます。資料7のほうは、69件のパブリックコメントをいただいております。その項目を一体化させて整理をしたものでございます。ですから、すべてが入っているというわけではありません。該当項目に対して一つの御意見を記載しまして、それに対します委員会の考え方(案)を右側のほうに記載するという形で整理をしたものでございます。

それでは、1ページのところでございますが、「全体を通じて」ということで、先ほど委員長が御説明されました内容、それに対しまして、委員会としての考え方(案)ですが、「趣旨に御賛同いただきまして、ありがとうございます。 委員会としても、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の 健康の保持増進が図られることを期待しています」というような委員会の考え方(案)でございます。

それから、2のほうの1「目的」でございます。「目的に賛成です。宮崎県民の歯と口腔内の健康は全国でどれほどなのか」と、例が示されております。これに対しましての委員会の考え方(案)ですが、「御賛同いただきまして、ありがとうございます。歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供、普及啓発については、県の基本的施策の実施の中で規定しています」というような内容でございます。

2ページをお開きいただいてよろしいでしょ うか。

3の2の「基本理念」でございます。先ほど 委員長が御説明されました意見に対しまして、 委員会の考え方(案)でございます。「歯・口腔 の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要 な役割を果たしているとの考えから、その旨を 目的の中で規定しています。基本理念では、そ の居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通 じて必要な歯科保健医療サービスを受けること ができる環境が整備されることを基本として行 われなければならないと規定しています。御意 見は、今後、具体的な取り組みを考えていく際 の参考にさせていただきます」としております。

それから、5の6「事業者及び医療保険者の役割」でございます。先ほど委員長が御説明されました意見に対しまして、委員会の考え方(案)なんですが、「この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に大きな役割を果たすとの認識のもとに制定するものでありますが、職場を通じた歯科健診などあらゆる機会を利用した健診を推進することが重要と考えているため、このような規定をしております」

としております。

次に、3ページの8でございます。「基本的施 策の実施」では幾つかの項目で意見をいただい ているのですが、点線でそれぞれの項目に係る 意見を分けて記載しております。その中で、10 の基本的施策の2つ目の欄です。「理念ばかりが 中心で、具体的な施策に欠けている。多くの他 県の条例が具体的施策を盛り込んでいるので、 本県でも入れてほしい。市町村の歯の健康に関 する協議会や県の協議会が実施されているが、 それらの役割やつながりが記されていない。宮 崎県歯科医師会ではパールリボン運動が広く展 開されているが、その運動はどうなるのでしょ うか」という御意見がございました。これに対 しまして委員会の考え方(案)ですが、「基本的 施策の実施において、連携体制の構築や8020運 動の推進等を規定していますので、その中で検 討されるものと考えます」としております。

次に、4ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。4ページの9の3、10一①一(2)です。フッ化物応用等の削除の御意見を19件いただいておりますが、それに対します委員会の考え方(案)でございます。「フッ化物応用等は、国においても、歯科保健を推進するための有効手段として重要であるとされており、当委員会としても同様に考えております。なお、その取り扱いにおける安全対策については、十分な対策を講じる必要があると考えております」としております。

次に、5ページのほうをお開きいただいてよろしいでしょうか。5ページの中で、10の3の一つ上のほう、10一①— (2)「基本的施策の実施」の中で、「母(84歳)の歯科医院定期受診による口腔管理を通して、生涯見守ってもらえるかかりつけの歯科医師を持つことが一番ではな

いかと思っています」という御意見です。委員会の考え方(案)としましては、「かかりつけの歯科医師を持つことも重要であると考えますので、7の「県民の役割」の中で歯科医師等の支援を受けること等により、みずから歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを規定しています」というような形で委員会の考え方(案)のほうを各項目に沿ってまとめたものでございます。以上でございます。

〇松田委員長 ほか御意見ございませんでしょうか。

○米良委員 このパブリックコメントなるもの、50通ということですよね。これはいろいろ他県の条例を制定する前提において、パブリックコメント、事務局にお尋ねしますけど、大体このぐらいの調査数なのか。

○高村書記 パブリックコメントの数は、県外調査に行きました長野県では、受付数は1けたで、数件でした。直近で策定しております熊本県のほうは、200件を超えているようでございます。ただ、宮崎県のパブリックコメント、意見募集は、全体を通しても、そんなに多くはない状況かなというふうには思っているところです。 ○中野委員 福祉保健部からの文言の修正、こういうことはどうしたかというのは、今の資料の中にはないわけですか。資料8で変更になるんですか。

○高村書記 福祉保健部のほうから、資料6で 意見のほうをいただいております。「市町村等が 行うフッ化物応用等による歯科疾患の予防対策 の推進に関すること」に修正をしていただきた いというような意見でございますが、ここは委 員会で御審議いただきたいと思っております。 といいますのは、この意見に対しても推進とい う形になっておりますので、この表現をとるの か、今現在は前の要綱案の形で考えておりますが、こういった福祉保健部の意見のほうに修正 すべきということであれば、それを踏まえた上 で条例案のほうを策定していく形になろうかと 思っております。

○中野委員 それは審議しましょう。それと、 その中のてにをはの問題で「を」を「の」に変 更したりとか、こういうのは変更しないんです か。

○高村書記 ここは表現として「を」が誤りで したので、「の」のほうに修正いたします。

○中野委員 もう1点、資料7の今の説明の中の、たくさんの委員会の考え方の中に、「御意見は、今後、具体的な取り組みを考えていく際の参考にさせていただきます」というのが要所要所にある。この「今後、具体的な取り組みを考えていく際」のという「具体的な取り組みを考えていく際」というのは、いつを指しているんですか。

○高村書記 条例が制定されますと、これを受けまして、県のほうでは歯科保健推進計画を策定することになります。そして、その歯科保健推進計画を策定しまして、条例の中で基本的施策の実施という項目がございますので、その中で学識経験者等の御意見を聞いて計画をつくって、その計画を達成するための事業を実施していくと、その中で御意見のほうを取り入れていきたいということで、考え方の案のほうをつくっております。

○中野委員 委員会がもう既にそういうことを 出しておってもいい、何も支障とか問題はない わけですよね。こんなふうにしてもらわないか んわけでしょうけれども、大丈夫なんですか。 委員会のコメントはこれでいいんですか。

○髙村書記 委員会の考え方(案)ということ

では、御意見ですので、提案ということなので、 こういった御意見があったということで、参考 にさせていただくという表現になるのかなとい うことで、考え方(案)のほうは記載している ところでございます。

○中野委員 もう1点、理論的に反対意見というか書いていらっしゃいますよね。これの事実はあるんですかね。これは専門的なことで、事務局に聞くのもおかしいんだが。我々は今まで進めることでいいと思っていたんだけど、アメリカが今こういうことをしてるとか、この方もそのことを一生懸命心配されているようだけど。○松田委員長 賛否両論あることは皆さん方、御承知かと存じますが、国のほうが歯科保健を推進するための有効手段として重要だと位置づけております。細かいことは、髙村書記、この反対意見の根拠となっている科学的根拠が記載してありますが、これに対する反対というか弁明はないのかというような御意見をいただきましたが。

○高村書記 このフッ化物応用等を記載する、フッ化物洗口等についてもあわせてそうなんですが、これまでいろいろ委員会の中でも御協議をいただいたところでございます。お手元にございますように、このような御意見というのは、ほかにもいただいているところであります。ただ、それを踏まえたときに、どう委員会として判断をしていくのかということになろうかと思っています。一つは、厚生労働省のほうが出しておりますフッ化物洗口のガイドラインというのがございます。それと委員会でありましたが、福祉保健部、県当局のほうでも、フッ化物洗口等については推進を今している状況にございます。ただ一方では、いただいているような御意見があるということで御審議いただきたい

と思います。

○米良委員 もう一度確認ですけど、こういったこれだけのコメントをいただきましたので、尊重しなきゃならないということの議論というのは、何時間、2~3時間かけても、きょうが無理ならばいつやるかというタイム的なものが一つ。それから、既に条例案の資料を配付して示されておりますから、これと整合性を持たせていくための我々もある程度認識をこのコメントから得ておかないかんと思うんですよね。そこ辺のタイムスケジュールというか、日程的なものをまず皆さんでお決めいただいて、そしてその間に個人的に自習をするとか、あるいは党派ごとにやるとか、会派ごとにやってみるとか、そういう時間的な設定というのはせんでいいのかなという疑問を持つわけです。

それからもう一つ、いわゆる市町村並びに教育委員会がこれから条例が制定されて対応していくわけだけど、市町村のコメントというのがわずか4つか5つしかない。一番これから実施していく中で、それをしなくちゃならんという、そういう実際の窓口の意見が、これからすると、ちょっと無関心で出ていないんじゃないかなという気もしないでもないんだけど、「出しておけ」「いや出さんでいいが」とかいうような。だから、そういうことにすると、ちょっと寂しいなという気がするんですが、そこあたりも市町村の自治体のそういう気持ちも十分我々尊重しながら対応していかないかんのじゃないか、そういう素朴な疑問を持ちました。いずれにしてもやらないかんでしょうから。

○松田委員長 今、米良委員から、きょうこの場でお決めにならず、一回持ち帰りいただいてもっと精査をすべきだ、そのためにはいつ日程をとったらよいだろうかという御提案、2点目

は、市町村からの意見が少ないが、本当に市町村はこれを見ているんだろうか、関心を持っているんだろうかという御意見をいただきました。市町村に対する内容書きはどのような形だったのか、髙村書記、お願いします。

○髙村書記 こちらのほうからは、昨年の12月20 日付で、全市町村の歯科保健担当部署あてに、 この要綱案に対する意見を公文書で照会をかけ ております。その中では、ただ、調査票を別記 で設けているんですが、特に御意見がない場合 につきましては回答は不要ですということで、 調査票のほう別記書きしておりますので、その 中で、5市町村のほうから意見をいただいたの かなというふうに思います。

○権藤委員 さっき、何ページだったかちょっ と後で説明していただければと思いますが、市 町村の場合は、条例等についてどうだこうだと、 注文じゃないけど、そういう意見が具体的にも うやらないかんという感じで教育委員会立ちあ がっている関係かなというふうに逆に思うんで すよね。だから、まだ本気になっていないかど うかというのはわからんけど、逆に市町村が求 めているものを条例で盛り込めるのかというと、 ちょっと実行用にもう一回、市町村とかで本気 でやるときは、これは条例でやって、自分たち の実行計画みたいなやつをまた別途書かないか んのかなという、それがぶつけられているよう な感じもするわけですね。ただ、やろうと思う と、確かにもうちょっと多くなるはずだと思う んです。

それから、歯科医師会からは、細かな部分が 青書きとか赤書きとかあるんですけど、これに ついては、特別委員会としては、きょうこれで いいですよと言えば、これを歯科医師会に投げ 返すということになると思うんですよ。この真 意の部分やらはちゃんと酌み取っているのかな という気が若干、ここで歯科医師会の部分ごと にやったわけでもないような気もするもんです から、ちょっと心配な気がするんですが、我々 が条例とか要綱とかで重大な手落ちはないとは 思うんだけど、ここの部分の真意とするところ が、我々がここで議論して酌み取ってこう仕分 けしましたよというのが向こうに正確に伝わる のかなと、例えば資料5で1ページからずっと ある、結構皆さん役員会とかで問題を投げてき ているんだったら、我々もここでちゃんと消化 したほうがいいんじゃないかなというのと、こ の青書きの部分とかは、何が言いたいのだろう かというのが今ぱっと見てからではなかなかわ からないんですよね。だから、できれば、さっ き書記のほうで言ってもらったような感じの、 これについても説明をちょっとしてもらうとい いのかなと。

○松田委員長 今、権藤委員のほうからありま した、市町村からの意見に対する内容と、もう 1点は、歯科医師会から大変たくさんの添削を いただいているわけですが、これについての意 思疎通はどうなのかということです。髙村書記、 お願いします。

○鳥飼委員 米良委員が言った市町村からの意見ですよね、少ないというのは。これは市町村もあんまり、そのようなところで二の足を踏んでいるところもあるんですよね。この間、日南市の小学校の例で、歯磨きをやるのをテレビでやっていましたけど、虫歯がないということでですね。だから、市町村からの意見がないのは、やっぱりそういうところで迷っているというのが一つあるんじゃないかなと、B型肝炎で和解するかどうかで問題になっていますわ。やっぱり学校で集団予防接種をやったあの反省がやっ

ぱりどこかに残っているわけですね。集団予防接種をやったものだから、結局あれだけ、何か何兆円とかいうような、3兆円ですかね、そういうものもあるものだから、ちょっと二の足を踏んでいるというか、どうかなという、権藤委員が言ったように、模様を見ているというところもあるんじゃないかなと、市町村。ただ、フッ素をやっているところについては、積極的な意見が出てくるという傾向かなという気がします。 〇松田委員長 そういう御意見をいただきました。では、髙村書記、歯科医師会との意見交流、もうちょっと御説明いただきます。

○髙村書記 資料は資料5になります。宮崎県 歯科医師会からの意見と委員会の考え方(案) ということで、宮崎県歯科医師会のほうは意見 交換も開催させていただきました。今回の要綱 案に対しても、たくさんの修正意見をいただい たところでございます。1ページから御説明を させていただきたいと思います。目的のところ なんですが、青書き、青色の文字のところ、こ こを追加していただきたいという意見でござい ました。青書きのところ、「本県の特性である他 県に比べ低い歯科専門職配置状況や高い小児の 歯科疾患有病率の改善と地域間格差の是正、そ れに社会的弱者である高齢者・障がいのある者 の歯・口腔の健康の向上など、県の医療計画で 特に生活習慣病と関連の深い4疾患における歯 科医療の役割を推進するため」という文言をそ この目的の中に入れていただきたいということ ですが、これに対する考え方(案)ですけれど も、高い小児の歯科疾患有病率の改善と地域間 格差の是正、それに社会的弱者である高齢者・ 障がいのある方の歯と口腔の健康の向上につい ては、これは2の基本理念のところに書いてお ります規定の内容がございまして、「適切な時期

に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて」ということを基本理念の中に規定しておりますので、この中に含まれ、歯科保健推進計画とか基本的施策の実施につきましては、この基本理念にのっとりというのが前提になっておりますので、その中で実施されることになるのかなということで、考え方の案をまとめたところです。

それと、「歯と口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ」というのを目的の中に入れております。その中には、そういった生活習慣病的なものを含めて、やはり口腔ケアというのは必要だと、それがあるので、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしているということで、その中に含まれるというふうにまとめたところでございます。

次に、2ページをお開きいただいてよろしい でしょうか。こちらは、基本理念のところで青 書きで追加のほうを入れていただきたいという 意見なんですが、基本理念の中で、「介護を必要 とする者も含め」というのが一つございます。 そして、後段のほうなんですが、「口腔の健康が 心身の健康に寄与し、高齢者、障がいを持つ者 が陥りがちな栄養状態の悪化を改善し、さらに 生きる力の源泉につながること等を広く県民に 周知し、県民が自ら虫歯や歯周疾患等の歯や口 腔の疾患予防に取り組むための支援をしなけれ ばならない」、この部分を基本理念の中に入れて いただきたいという御意見なんですけれども、 介護を必要とする方についても、「すべての県民」 の中に含まれるという考え方でございます。後 段につきましては、基本理念の中にも含まれて おります。県民への周知とか支援につきまして は、歯科保健推進計画とか基本的施策の実施の 中で県民への周知・啓発関係は規定しておりますので、その中で取り組まれていくのではないのかという形で考え方(案)のほうをまとめたところでございます。

次に、3ページをお開きいただいてよろしい でしょうか。歯科保健推進計画に対しての追記 の意見でございます。「県が策定する健康増進計 画、医療計画、介護保険事業支援計画や健康み やざき行動計画の歯・口腔の健康づくりに関す る計画との調和及び連携に努めるとともに、離 島及びへき地における地域性及び特殊性に配慮 するものとする。また、」ということ、ここまで が追記の意見でございました。考え方なんです が、県が歯科保健推進計画を策定する場合につ いては、当然にほかの計画との関連性というの は考慮することになります。そして、基本理念 では、先ほど申し上げました「適切な時期に、 また、その居住する地域にかかわらず等しく、 生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受 けることができる環境が整備されることを基本 として行われなければならない」としておりま す。この基本理念にのっとりまして、計画をつ くり、また実行するということになっています ので、原案のとおりで、その中に含まれるとい うことで考え方(案)をまとめております。

次に、最後になります。最後は、ここは御意見があるところかなとは思うんですけれども、ここはたくさん意見をいただいていまして、(1)は略なんですが、基本的施策の実施の中で(2)「市町村、市町村教育委員会及び関係者は、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口等により歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること」に修正を加えていただきたいということでございますが、これについての委員会の

考え方(案)なんですけれども、フッ化物応用等の効果については委員会としても認めるところです。ただ、フッ化物応用を含むフッ化物洗口については、市町村、歯科医師、学校、保護者等の理解と協力のもとに実施されるという形になるのかなというふうに案を作成しております。

それから、今度は(3)「市町村及び保健所等が」ということで、「保健所」が入っております。「歯・口腔の健康に関する協議会と県が実施する8020推進協議会等の情報の共有化のもと」というのが追記で上がっておりますが、これにつきましては、下のほうに、考え方(案)ですが、保健所も県・宮崎市の一機関です。8020運動推進協議会については、この後の(8)に8020運動というのを入れております。8020運動の推進に関すること、この中で実施されるものということで考え方(案)をまとめたところです。

それから、(4)「乳幼児、障がいのある者、 介護を要する者その他特に配慮を要する者に対 する在宅・施設での歯科保健」と、「在宅・施設 での」というのを入れてほしいという御意見で ございます。「在宅・施設」も、「特に配慮を要 する者に対する歯科保健医療サービスの確保に 関すること」ですので、その中に含まれるもの として作成しております。

次に、(8)です。8020運動の中で、「及びパールリボン運動」というのを追記していただきたいという御意見でございます。パールリボン運動につきましては、宮崎県歯科医師会が取り組まれている内容でございます。8020、80歳で20本の歯を持つ、そしてよりいい健康な歯を持つというのがパールリボン運動なんですけれども、8020運動も(8)の中で規定していますので、パールリボン運動を条例の中に規定するの

は困難ということで考え方(案)のほうを整理 しました。

それから、(9)「県の医療計画の4疾患の糖尿病に対しては歯周病予防対策を、また、がん、脳卒中、心疾患等の急性期から慢性期まで継続した口腔ケアと摂食・嚥下機能改善を推進すること」ということにつきましては、今後、計画を立てて基本的施策の実施を行っていくわけですので、その取り組みの中で参考にさせていただくというような形になるのではないかということで考え方(案)のほうを作成しています。

最後に(10)です。「緩和ケアを受ける者に対しての歯と口の健康づくりを推進すること」ということで、これは基本理念で先ほど申し上げましたとおり、適切な時期に云々ということで規定しております。その中で計画を策定して実施するというのを県は責務としてあるものですから、その中で規定しているということで、考え方(案)のほうを一つ一つ整理したところでございます。以上でございます。

○松田委員長 今、書記のほうから、歯科医師 会からの意見に対する当委員会の考え方(案) を示したということで、これは向こうに伝わっ ているわけですよね、歯科医師会の方々には。

○髙村書記 いえ、まだ委員会としての考え方 (案) でございますので。

○米良委員 そしたら、さっき私が言ったように、これからのスケジュール、これはじゃわかりました、これを中心にいきましょう、この資料8のように、すんなりそうもいかないような、だけど、ある程度こっちも納得のいくような理解の仕方も、さっき言ったように、2~3時間でも各会派ごとにちょっと勉強して、勉強してというか理解をしておかないと、それによってこれを一部始終また変えるということも困難で

しょうから、どういうのが上がってきたという ことの認識ぐらいは、もうちょっとそうしたほうがいいんじゃないかなという気もしないでも ないんです。例えば、別ですけど、歯科医師会 からの意見が出ていますよね。今さっきの資料 5、この2ページで青書きで追加してあります けど、この末尾に「県民が自ら虫歯や歯周疾患 等の歯や口腔の疾患予防に取り組むための強制 的なことも出てきますよね。だから、こういう ことが果たしてこっちの基本理念と照合したと きに、ある程度こっちにはこううたわれており ますよね、「整備されることを基本として行われ なければならない」とか。だから、何か強制的 なものと……。

○松田委員長 自発的なものとですね。

○米良委員 そうそう。だから、歯科医師会は 歯科医師会で考え方がやっぱり強制的にやらな いかんという意欲があるでしょうから、そこ辺 とのコメントのずれが、そこ辺をどう我々は理 解して、こっちに反映させなきゃならんかとい う大きな隔たりもあるような気がするものだか ら。

○権藤委員 今、米良委員が言われた点については、きょうのこの審議が最終だと思うんですよ。だから、それが未消化だとおっしゃれば、さっき言われたように、逆に会派とか特別委員会としてすることも必要だけど、この答案でだめだという部分があるんだったら、そこの部分はもんで、我々はこういう結論にしましたという、これは結論の評価なんですね。だから、さっきからの書記の説明で、ここの部分はひっかかるよというのがもしあれば、今やらないかんのじゃないかなという気がするんですね。私は、基本的には書記の説明は了解したんです。とい

うのは、歯科医師会の皆さんが言いたいことと いうのは確かに専門的にあるんだけど、綱領み たいなやつにどこまで盛り込むかというのは程 度の差なんですよね。だから、詳しい人は詳し く盛り込んでくれと当然言うと思うんですが、 だけど、県民一般とのバランスやら考えたら、 ここに判定がしてありますよね、真ん中のとこ ろに、修正しないと。だから、全部修正しない と。しない理由が下に書いてあるということで、 これに対して歯科医師会がわっと言うようなこ とを私たちが回答したらいかんけど、そこら辺 は説明書き等を考えたら十分、条例――綱領じゃ ないけど、そういうものについては、これが回 答ですよというようなことで出しましょうとい うことだから、それに問題があるということだっ たら、もう一回時間をかけてでもここだけやり とりをせないかんのかと、そういう話かなと思 うのですね。

〇十屋委員 今、権藤委員が言われたように、 歯科医師会としては具体的にたくさん盛り込み たいという思いがあって、髙村書記のほうから あったのは、全体的な包含した意味での条例と いうことで私も理解したので、それでいいのか なというふうに思うんですね。最終的には、こ の前からの意見が若干相違があるところのフッ 化物洗口と応用等というところに焦点を絞れば、 あとは細かな文言の、担当所管が出してくれた 言葉の使い方ですよね。中身の趣旨が変わらな ければそれでいいと思いますし、あとそのあた りに絞っていかないと、時間的な余裕はないの かなと思いますね。

○松田委員長 御意見いただきましたように、 今さまざまな県民あるいは各団体からの御意見 の詳細な部分につきましては、条例が制定され た後の推進計画あるいは実施の要綱のほうで参 考意見として十分に重視していくということで うたってありますので、この今出ている形で進 めてはどうかと思いますが、皆さん方いかがで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松田委員長 ありがとうございます。では、 パブリックコメントをホームページのほうに掲載するということで今御審議いただいておりますが、御意見のほうは異議なしということですので、今後、この内容でホームページのほうにパブリックコメントに対する委員会の考え方を掲載するということでよろしいでしょうか。

○横田委員 医師会とか市町村の意見に対する 委員会の考え方は掲載しないということで書い てありますけど、どうやって委員会の意思を伝 えるんですか。

○髙村書記 市町村、それから歯科医師会につ きましては、この要綱案に対する意見等ござい ましたらいただきたいということで御案内のほ うをしております。また、パブリックコメント に関しては、そのパブリックコメントの実施の 段階から、御意見につきましては、委員会の考 え方とあわせ、後日、ホームページのほうに掲 載するということでしておりますので、パブリッ クコメントについては意見と委員会の考え方を 掲載したいと思っております。ただ、歯科医師 会、それから市町村につきましては、この委員 会の中で審議をしているという形で、意見のほ うを反映、受けたいというふうに考えていると ころです。この委員会の中で、その意見を踏ま えた形で条例案というのを策定しましたという ことで考えております。

〇松田委員長 書記、だから、きょうこうやって委員の皆様方にこの形で出すということを決定いただいたので、歯科医師会に対しては、こ

のような結果を知らせる必要があるんですね。 それをどうするかという質問です。

○高村書記 条例案を決定しましたら、その旨 を歯科医師会には事務局のほうからお伝えした いと思っております。

○松田委員長 横田委員、このような形で歯科 医師会には連絡するということでよろしいで しょうか。

〇横田委員 委員会としての考え方を伝えなくていいんですか。

○権藤委員 今回の委員会で議論したことを親切に返してあげないといけないのでは。

○鳥飼委員 追加の意見があれば議論いただい て、丁寧にやっていたほうがいいと思います。

○高村書記 わかりました。そのようにいたします。

〇松田委員長 では書記、迅速にその連絡のほ うをよろしくお願いいたします。

皆さん、ありがとうございました。

では、ホームページ掲載のほうはあと御意見ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇松田委員長 異議なしということですので、 このように決定いたします。

後日、県議会のホームページに掲載いたします。

○鳥飼委員 確認なんですけど、総務の法制と の協議はやっておられると思いますけれども、 その辺の状況は。

○高村書記 行政経営課の法制のほうとの協議がこの後出てまいりますが、具体的な行政経営課の法制担当の協議はこれからということになってまいります。ただ、条例に関しましては、政策調査課の中に条例担当の者がおりますので、条例担当の者と協議をしながら、今現在のとこ

ろまで来ておりますので、それを踏まえた上、 今後、法制のほうに行くような形になってまい ります。

〇太田委員 資料6の対応は。

〇松田委員長 健康増進課からの文言の訂正です。

○高村書記 県当局からは、修正意見が1カ所来ております。修正意見は修正意見として、それを委員会として今後条例案を決定していくんですが、それをどうするかということになるかと思っております。今、条例案の案としては、現行の要綱案のままでしております。こういう意見はあるけれども、現行の要綱案のままで条例を進めていこうということであれば、そういった形に進んでいくのかなと。逆に、委員会としてこちらの表現のほうが適切だと、こちらのほうに変えようということであれば、それが条例案の中に入っていくことになるかと思っております。

○松田委員長 ということで、てにをはの訂正 や勧奨、推進とかいう文言のちょっとした修正 がありましたが、原案どおり進めていくという ことで回答いたします。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。協議事項 (3)条例案及び条例の題名、ネーミングにつ いてであります。本日御協議いただき、決定し たいと思います。

今度は資料8をごらんいただけますか。

要綱案を一部修正し、条例案として整理した ものです。波線のところが修正したところです。 1ページ、3カ所の波線があります。すべて「歯 ・口腔」の間に中黒を入れてあります。それだ けの修正になります。2ページに参ります。2 ページはなくて、3ページはちょっと変わって います。上の「県民の役割」の枠内です。2、 「父母その他の」がつけ加わります。次、「子どもの虫歯及び歯周病の予防」というところで訂正がございます。続きまして、4ページは簡単な訂正になります。すべて中黒、もしくは2つ目の「基本的施策の実施」の中で(2)、「市町村等」といった文言のつけ加えになります。あとはすべて「歯・口腔」の中黒の部分をつけ加えることになります。修正しております。この修正について、条例案についての御意見はございませんか。

○太田委員 4ページのところで、10条の(2)、 「市町村等が」となっていますが、どんなこと を想定されるのか。

○松田委員長 市町村に「等」がついたその理 由は何かということです。髙村書記、お願いし ます。

○高村書記 先ほどの県当局からいただいております資料6のほうを見ていただいてよろしいでしょうか。修正意見が福祉保健部のほうからあったものなんですが、この中で福祉保健部からの「市町村等が行うフッ化物応用等による歯科疾患の予防対策の推進に関すること」に変えていただきたいという意見なんですが、その理由としまして、「フッ化物応用等による歯科疾患の予防対策について、県は、市町村の実施する対策だけでなく、その他関係機関が行う対策についても推進するため」というふうになっております。つまり、市町村だけではなくて、そのほかが実施するところにもあるということで、このところに「等」を入れた形で修正をしております。

〇太田委員 どういうところが想定されるので しょうか。

○高村書記 これはフッ化物応用等によって、 その実施に当たり必要な措置を実施することと いうことにしておりますので、市町村以外にも いろんな関係団体が、フッ化物塗布とかも県の 歯科医師会で行っております。市町村だけでは なくて、そういった関係するような団体とかも 入るということで考えております。

〇十屋委員 そのフッ化物応用等という中で、パブリックコメントの中にもいろいろ意見があったんですが、応用等というのは、ここで委員会としては先ほどこれをホームページに出すということで、この47ページの回答としては、「フッ化物洗口を含むフッ化物応用等は、市町村、歯科医師、学校、保護者等の理解と協力のもと、実施されるものと考えます」というのが基本ですね。だから、そこのあたりがきちんと押さえられているということですよね、応用等というのが。歯磨きだけに特化したということではないですね。フッ化物洗口というのも当然含むと。そこの確認だけです。

○太田委員 この10条の(2)のところが、基 本的な私たちが前回審議したときに合意いただ いたところだから、特別それについてはないと 思いますが、先ほど意見の中で、専門的なとい う話が出ましたが、私も長野に行ったときに、 相手方の医師である方が説明されたときに、あ んまりフッ化物を使うと歯が白くなって、もと もと白い歯に妙な白い斑状歯という、そんなの が出るという話も私も聞いていたんですけど、 「歯が白くなるという報告は聞いていませんか」 と言ったら、その医者の専門家である方は、「全 然そういうことは聞いておりません。どこから そんな話を聞いたんですか」と逆に言われたこ とはありました。私は一人の委員として、県民 の健康を守るという立場から、いろんな視点か らの意見は反映しておかないかんなという思い で言わせてもらったわけですが、こういったあ

たりも斑状歯という言葉で専門的な表現をされ ているようですが、いろいろ議論もあってよかっ たのかなと思ったりはしております。ただ、こ の10条の(2)のところは、市町村がする場合 はということで、「場合」というふうなやわらか い表現になっておりますので、私ども前回承認 したところでありますが、今後、いろんな問題 が出てくる可能性もあるのかなと思うと、この 条例にそんなのが入れられるかわかりませんけ ど、附帯事項とか、法律の中にはよく附帯決議 とか何とかあって、法律の中にちょっと盛り込 まれたりすることはありますが、今後、そうい う危険性があった場合にはどうのこうのすると か、そういうような附帯決議というか、何かそ んなのはつけられないのかなと思ったところで あります。今後、基本的にはこれで私は賛成い たしますけど、慎重にという意味では、何かそ ういう文言が具体的に盛られることはできるか なと思いました。

○松田委員長 今、太田委員のほうから、フッ 化物に対しては御承諾いただいたんですが、た だ、もとが劇薬である、そしてまだ100%安全性 の部分で信頼を得ているわけではないので、附 帯として安全措置に関するものは盛り込めない のかという御意見ですが、条例に対する附帯事 項とかいうようなことは、髙村書記、どうなん でしょうか。

○権藤委員 ちょっとその前に、そうであれば、47ページの委員会としての考え方の最初に出てくるのは、「国においても、有効手段として重要であるとされており、当委員会としても同様に考えております」という結論を出している。後でまたどうだこうだというのは、これを書いてなければ、どういう意見があったとか、そういうのはあれだけど、条例か要綱に何かつけ加

えると、ずっと尾を引いていくような感じがす るんです。

○太田委員 今そういうニュアンスであります ね。そういう意見もあったというところが何か に出るといいかなと、それくらい慎重であった と、だから報告の中でも何かそんな表現があれ ば話せるのかなと。

○鳥飼委員 僕らは予防接種やらで、くどいようですけど、当時は予防接種はそういう注射針の使い回しは、何もないということであったわけですよね。それを推進して、国もして、市町村も県もした。ところが、今になって3兆円も補償せないかんということが起きるわけですよね。だから、そういうことは常にあるということを念頭に置いておかなくちゃならんということを、どこかの報告書のあれでもいいから、そういう意見について、真摯に対応していくということが大事じゃないかなと思いますので、これはよろしくお願いします。

〇松田委員長 そういうふうに、今回審議に当たって十分に慎重な審議を重ねたということを どこかにわかるように御意見でございました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇松田委員長 異議なしということですので、 このように決定したいと思います。

次、条例の題名についてです。

今度は資料9のほうをごらんいただきます。

今まで私たちが視察した県を初め、先進県の 題名を明記しております。1が各道県の条例の 題名、2に条例の題名(案)を記載しておりま す。2が私たちの案でございます。

条例案の題名についてはいかがいたしましょうか。今、案で考えているのは、「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」という名前を考えて

おります。佐賀県は「笑顔とお口の健康づくり」 とかやわらしい表現になっておりますが。

○鳥飼委員 題名はできるだけ簡潔な方が良い と思います。

○中野委員 歯と口腔の健康、本当は全身の健康づくりのために歯と口腔の健康が大事だということなんですがね。とすると、歯と口腔が健康であれば、それはつながるとは思うけど、非常にやわらかい文言であるけれども、ひっかかる文言でもあるような気もするが、あんまり考え過ぎですか。

○松田委員長 歯と口腔と全身の健康づくりと かいうようなことにはなっているけれども。中 野委員の御意見がございましたが、今、提案し ております「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進 条例」ということでいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇松田委員長 では、このような形で題名のほうを決めさせていただきました。

それでは、ただいま御決定いただきました条例案につきましては、2月定例会中に政策条例検討会議開催を求め、会期中に上程できるよう提出させていただきます。

次に、委員会報告書骨子(案)のほうをいま 一度御審議いただきたいと思います。

最後の資料10をごらんいただけますか。

委員会報告書の骨子案を記載しております。

ローマ数字のⅡ、「調査活動の概要」につきましては、当委員会の調査事項に基づきまして、「1 医療体制(医師確保・救急医療等)について」、それから「2 歯・口腔条例(仮称)について」「3 民間救急の導入、ワクチン接種の公的助成について」、この3項目で述べたいと考えております。

このように、各調査事項について、それぞれ

をごらんいただいておりますような項目に分け て記述することとしております。

ローマ数字のⅢ、最後の「結び」では、当委員会の調査活動を総括し、医師確保対策に係る提言とか国に対する要望、条例案策定までの活動経過について、改めて今までの活動の内容を記述したいと考えております。

それでは、添付しておりますA3判の骨子案の詳細をごらんいただけますか。次のページです。詳細につきましては、書記のほうから説明させます。髙村書記、お願いします。

○髙村書記 御説明いたします。

A3判の「医療対策特別委員会報告書骨子 (案)」をごらんいただきたいと思います。

まず、ローマ数字のⅡの「調査活動の概要」 についてであります。

前書き、調査活動の経過としまして、医師不足対策、歯・口腔保健の一層の推進、救急現場の疲弊緩和、予防ワクチンの推進を図ることの必要性を整理しまして、当委員会として、「医療体制(医師確保・救急医療等)に関すること」

「歯・口腔条例(仮称)に関すること」「民間救 急の導入、ワクチン接種の公的助成に関するこ と」を調査事項として決定しましたことをまず 述べたいと考えております。

次に、1の医療体制(医師確保・救急医療等) についてであります。

本県の医師の現状と課題の前に、(1)の全国の医師の現状と課題についてとしまして、医師数自体は増加していること、しかし、世界的に見ると医師の数は少ないこと、一方で、国民1人当たりが受診、診察にかかる回数は多いこと、それと専門分野の細分化により医師不足に拍車がかかっていること、勤務環境が厳しいことや医療に係る訴訟の増加によって、リスクの高い

産婦人科等の診療科から医師離れが起きていること、臨床研修医の都市部集中により、地方の臨床研修医が少なくなっていることについて、 県外調査を行いました長野県や佐久総合病院の調査などをもとに述べたいと考えております。

次に、(2)の本県の医師の現状と課題についてとしまして、①の医師の偏在では、先ほど御発言のありました、宮崎東諸県医療圏に県内の医師の約半数が集中していること、小児科等の特定診療科では医師が少ないといった診療科の偏在が生じていることについて述べたいと考えております。

②の臨床研修医の減少では、平成22年度、マッチ者数、マッチング率が全国で最下位になったことについて述べたいと考えております。

③の医師の高齢化では、若手医師の減少により、高齢化が進みつつあることについて述べたいと考えております。

④の女性医師の増加では、小児科などの特定 診療科を中心に女性医師がふえているについて 述べたいと考えております。

⑤の公立病院の現状では、調査を行いました 小林市立病院、県立延岡病院の医師不足の現状 について述べたいと考えております。

次に、(3) 医師確保対策についてとしまして、 ①の医師の地域偏在の解消では、調査を行いま した静岡県のふじのくに地域医療支援センター の取り組みや、医師が来てもらえる環境づくり について述べたいと考えております。

②の医師不足が深刻な特定診療科の医師確保 に対する国への要望では、本日御協議いただき ました意見書提出について述べたいと考えてお ります。

③の若手医師・臨床研修医の確保では、地域 枠、地域特別枠の活用として、教育委員会と宮 崎大学との連携強化を、医学修学資金貸与制度 の充実としまして、貸与額の見直しと、県内で の臨床研修医を確保するために、静岡県が行っ ておりました返済期間減免措置の適用を、臨床 研修プログラムの充実と学生へのアピールとし て、長野県が取り組んでおります臨床研修病院 合同説明会の積極参加を、医学部医学科志望者 への支援として、県立延岡高校に設置されます メディカル・サイエンス科の充実等を、新臨床 研修制度に対する国への要望として、本日御協 議いただきました意見書提出を、宮崎大学「地 域医療学講座」の設置・運営として、計画終了 後も財政措置が必要と考えられることから、本 日御協議いただきました意見書提出を、そして ④の自治医科大学卒業医師の県内定着に向けた 取り組みでは、県内調査でも御意見をいただき ました、義務明け医師の確保を、⑤の女性医師 の確保では、課題解決のための体制づくりを、 ⑥の医師の勤務環境の改善では、コンビニ受診 を抑制するための市民活動の重要性を、最後に なりますが、⑦の医師確保対策に特化した専門 部署の設置では、調査を行いました長野県の医 師確保対策室の成果を踏まえ、医師確保に関す る専門部署の設置を県のほうに提案したいと考 えております。

次に、(4)の救急医療等についてとして、調査を行いました都城市から支援要望、DMATの対応、佐久総合病院のバックアップ体制などについて整理した後、ドクターへリの期待と今後の体制づくり等について述べたいと考えております。

次に、2の歯・口腔条例(仮称)についてで あります。

(1)の歯科疾患の状況等に関する調査についてでは、本県の歯科疾患の状況、口腔ケアの

必要性について述べたいと考えております。

(2) の条例についてでは、他道県における 条例の制定状況や、本県における条例の必要性、 条例化に向けた委員会の検討について述べたい と考えております。

次に、3の民間救急の導入、ワクチン接種の 公的助成についてであります。

- (1)の民間救急の導入についてでは、救急利用の実態把握、それと患者等搬送事業の周知 啓発について述べたいと考えております。
- (2)のワクチン接種の公的助成等についてでは、定期接種ワクチンと任意接種ワクチンの違い、定期接種化に向けた働きかけ等について述べたいと考えております。

最後になりますが、医師不足、診療科の偏在解消については、国における医療対策の抜本的な対策が求められること、しかし一方で、県としても取り組みの強化を図らねばならないということ、専門部署の設置とか、それから先ほど題名を御決定いただきましたが、宮崎県歯科口腔保健推進条例に基づいて一層の推進を図ること、県・市町村・医療機関・県民が一体となって取り組むことが必要であることを結びとしまして述べたいというふうに考えているところでございます。以上です。

〇松田委員長 このような大変精細なものになりました。御意見を伺いたいと存じます。また追加のものとか、あるいは御意見ございましたら。

○鳥飼委員 これは私の反省なんですが、医師に特化してやったんですけど、看護師などのメディカルスタッフというところ、立派な看護師がおれば、医師と同等みたいな働きもしてくれるということですから、そこをもうちょっとやるべきだったかなというのが一つ。

もう一つ、最後にどこか入れてもらいたいんですけれども、当初も私は意見を言いましたが、歯科以外の一般医療について、やはり地域医療を確保する条例を早急につくるべきだというふうに思っているんですね。ですから、これはこの委員会の報告書ということになりますけど、末尾にまとめのところにでも、「早急に地域医療体制の充実に向けた条例制定についての検討を始めたい」とか、そんな感じのことを入れてもらうと次につながるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○松田委員長 今、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。ほかにございませんか。

〇水間委員 ちょっと関連ですけど、今、看護 師さんのいわば青田狩りじゃないんだけれども、 大都会の病院が高給優遇で土日は休む。こちら からすると、ほとんどホテルのようなところに 泊めさせまして、そこで生活をさせる。私が ちょっと聞いたのでは、小林の市民病院で6人 ぐらいそれに引き抜きをされるというような状 況が起きているようですね、現実。看護師さん は、実際は自分たちで働いたことを考えて、今、 現状を見ると、本当にこれでいいのかというぐ らい優雅な生活、楽な病院生活をしてるみたい ですね。これがまかり通ると、人材の何とか、 そういうのができていて、これも早く防止対策 じゃありませんけど、何かやっていかないと、 考えておかないと、いざというとき、また看護 師さんがおらんようになる。今言うと、実は私 も子供やら入院させて通う県病院を見ますと、 本当によくやってますよ。看護師さんが多いと 病院の経営がうまくいかない、だからどんどん 少なくしなさいというようなことばかりじゃい かんなということも考えましたから、考えられ るような状況にくるような気もしますから、ですから、もうちょっと看護師さんの対応、今の話に関連しますけど、やっぱり処遇改善とかいう中で、今後の看護師対策も考えておかないかんなと。私は実は入院させて切実に思いましたね。

○松田委員長 今、水間委員が御提案いたしま した医療従事者への注目ということを、またこ の委員会の中でも、今後なお一層継続していく べきだろうと認識いたしました。ありがとうご ざいます。ほかに御意見ございませんか。

○長友委員 医療に関しては、今度は今のスタッフ関係について、いろいろ御意見ありましたけれども、高齢化社会に突入して、そちらのほうのさまざまな問題が出てきていると思うんですよ。それと同時に、がん、今動きがあると思うんですけれども、がん対策基本条例の推進みたいなことも要望が出ていますが、本当に死亡原因の第1位というか、そういう状況が出てきているから、内容的にも少し踏み込んでいかなくちゃいけないような課題も残るんじゃないかと思いますので、医療、そこ辺を総合的にやろうとすれば、そこ辺についての何か一言入れておいてもらえれば、ありがたいかなと思います。

○中野委員 医療ではすばらしい特別委員会だったと思うんですよね。この委員会はすばらしいから、次は選挙もあるけれども、この委員会が次に引き続くようなまとめもひとつどこかに入れておいてほしいなと思うんですよね。

○松田委員長 皆さん、この医療対策特別委員会をまた継続して次年度もというようなお声もいただきました。その点では、全員がまたこうして、引退される先生は別として、この場に相そろってこの委員会に集うことを願いながら、こういった御意見もちょうだいいたしました。

やらんならん本当にがんの条例、そういったものを考えますと、この委員会は継続していく価値があるのかと思います。ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松田委員長 本当にたくさんの御意見をいた だきました。この御意見を踏まえながら、委員 会報告書の案を作成してまいりたいと存じます。

報告書そのものは、正副委員長に御一任をいただきます。そして、案ができ上がりましたら、印刷のスケジュールの関係で、個別に御了解いただくような形でお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇松田委員長 それでは、そのような形で進め させていただきます。

次回の委員会は、2月定例会中の委員会となりますが、報告書につきましては、先ほどお伝え申し上げましたように、事前に皆様の御了解をいただくこととなります。

でき上がりました報告書は、他の委員会の分と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承を願いたいと存じます。

次に、次回の委員会についてです。

2月定例会最終日に私が行います「委員長報告」の案について御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、その他で何かございませんでしょう か。

ほかになければ、本日の委員会はこれで終了 したいと思います。

午前11時37分閉会